公　　共

設　　計　　図　　書

（特記仕様書・位置図・工事数量総括表）

2026 年度施行

ほくせい公園外公園施設改修工事

網走市

特　　記　　仕　　様　　書

特 記 仕 様 書

20　一般事項

01　適用

01　共通仕様書

当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。

02　土木工事積算基準等

１　当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。

（１）一般土木工事

「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」

（２）漁港工事

「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（３）下水道工事

「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

２　「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。

（１）機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。

（２）特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。

（３）上記（１）（２）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。

３　「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。

４　当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。

（１）一般土木工事

「土木工事数量算出要領」

（２）漁港工事

「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（３）下水道工事

「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

特 記 仕 様 書

５　本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算要領」に基づき作成している。

６　特記仕様書に記載されていない事項について
　図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和7年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和7年版（各工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という。）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和7年10月版）」による。

03　概数

１　「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。

２　概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
　なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

３　「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。

４　当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

５　当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

６　当該工事の撤去については図面がない箇所もあるため、参考資料等で基礎ブロックや重量を算出している。
撤去時には、基礎ブロック寸法と重量を測り、数量をとりまとめて報告すること。

05　参考図

配置図は発注者が想定した配置を記したものであり、これに示されている事項を指定するものではない。
図面についても参考図であり、これに示されている事項を指定するものではない。
現地測量を行い数量を確定させること。

特 記 仕 様 書

06　現場環境改善(選択)土木一般

１　現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

２　現場環境改善の実施内容は、各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）のうち合計５項目を基本として次の項目から選択すること。

なお、具体的な実施内容や実施時期については、施工計画書を提出する時に工事監督員と協議すること。

（１）　仮設備関係
- (1)　用水・電力等の供給設備の充実
- (2)　緑化・花壇
- (3)　ライトアップ施設
- (4)　見学路及び椅子の設置
- (5)　昇降設備の充実
- (6)　環境負荷の低減

（２）　営繕関係
- (1)　現場事務所・監督詰所の快適化
- (2)　労働者宿舎の快適化
- (3)　デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の快適化
- (4)　現場休憩所の快適化
- (5)　健康関連設備及び厚生施設の充実等

（３）　安全関係
- (1)　工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
- (2)　盗難防止対策（警報機等）

（４）　地域連携
- (1)　完成予想図
- (2)　工法説明図
- (3)　工事工程表
- (4)　デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）
- (5)　見学会等の開催（イベント等の実施含む）
- (6)　見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- (7)　パンフレット・工法説明ビデオ
- (8)　地域対策費等（地域行事等の経費を含む）

特 記 仕 様 書

(9)　社会貢献

３　工事完了時には、現場環境改善の実施状況が確認できる写真を提出すること。

16　CALS/EC（率に含まれる場合）

１　電子納品

（１）当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き（案）【工事編】（以下、「手引き【工事編】」という）に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難い場合には、協議の上、従来の納品とする。

（２）工事完成図書は、手引き【工事編】に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1部と製本1冊を提出する。なお、手引き【工事編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

（３）工事完成図書の提出にあたっては、電子成果品事前チェックシート等による確認や目視による確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

27　建設副産物・廃棄物関係

01　発生土の工事間利用・仮置条件

01　発生土の搬出先

当該工事の発生土は、大曲湖畔園地　字三眺24に搬出すること。

02　再生資材等の利用

02　コンクリート再生骨材について

１　コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合の品質確保については、「土木工事共通仕様書」による。

２　コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によることができる。
確認の頻度は、製造施設毎に年１回以上とする。ただし、品質に変動が見受けられる場合は、確認の頻度を増やすなど考慮すること。
なお、品質については、事前に確認すること。

３　コンクリート再生骨材を路盤等に使用する場合は、基本的に１００％で使用するものとする。
施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、施工協議簿に別途配布の「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。

05　副産物・廃棄物の処理条件

02　特定建設資材廃棄物の処理条件

特 記 仕 様 書

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。

また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1　コンクリート塊
処分場所　・運搬距離：各設計書及び数量調書の通り

2　アスファルト殻
処分場所　・運搬距離：各設計書及び数量調書の通り

03　建設副産物の処理条件

当該工事の施工により発生する建設副産物の処理については、次のとおりとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1　伐開物・抜根物
処分場所　・運搬距離：別紙処分一覧表の通り

2　発生木材(建築資材、木製製品)
処分場所　・運搬距離：別紙処分一覧表の通り

3　がれき類
処分場所　・運搬距離：別紙処分一覧表の通り

4　立木
処分場所　・運搬距離：別紙処分一覧表の通り

特 記 仕 様 書

04　北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）について

１　当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、または中間処理場に搬入する場合で、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入された場合においても、循環税が課税されるので適正に支払うこと。

２　当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

30　その他

12　策定歩掛

01　策定歩掛

当該工事の内容には、一部見積りによる策定歩掛で積算しているため、次のとおり試験施工を行うこと。

１　試験施工

設計書内の見積策定歩掛と記載があるものについては、受注者が希望する場合は、着手前に工事監督員立会のうえ、試験施工を行うこと。

２　実績報告

試験施工を行った場合は、設計書の有無に関わらず、工事全体での実績を報告すること。